

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会  
ポジティブ・アクションワーキンググループ  
第7回議事録

内閣府男女共同参画局

男女共同参画会議 基本問題・影響調査専門調査会  
ポジティブ・アクションワーキンググループ（第7回）議事次第

日時：平成23年7月8日（金）15：00～16：50

場所：中央合同庁舎4号館108会議室

- 1 開会
- 2 中間報告のとりまとめに向けた自由討議
- 3 閉会

○今野座長 それでは、時間ですので、第7回のワーキング・グループを開催いたします。

本日は、碓井委員、加藤委員、黒瀬委員、東村委員が御欠席でございます。

今日で中間報告のとりまとめをしたいと思っておりますが、まずこれまでの経緯ですけれども、前回の議論を踏まえて中間報告（案）をつくり、それを皆さんに読んでいただきまして、御意見をいただきました。関係府省にも内容を照会いたしました。

そのような手順を踏まえまして、今日の中間報告（案）を作成したわけですが、その際に、この中間報告が男女共同参画会議の専門調査会として、関係府省に実効性のあるポジティブ・アクションの方策を提言するという意味がございますので、そのようなことも踏まえまして、鹿嶋座長代理と相談をしながら、最終的にまとめさせていただいたというのが経緯でございます。したがって、この経緯を御理解いただいた上で、今日は議論をしていただければと思っております。

それでは、まず事務局から、内容について簡単に説明をいただきまして、議論に入りたいと思います。よろしく申し上げます。

○竹林企画官 それでは、お手元の資料でございますけれども、1枚目は表紙でございます。表紙をおめくりいただきまして、2ページ目に目次となっております。

全体的には、最初に「はじめに」がありまして、その後に「1 ポジティブ・アクションの必要性」。具体的には「(1) 高い緊要度」「(2) 実質的な機会の平等の確保」「(3) 多様性の確保」という内容になっております。

「2 ポジティブ・アクションの考え方」で「(1) ポジティブ・アクションの概念」「(2) ポジティブ・アクションの手法と推進方策」「(3) ポジティブ・アクションと能力主義との関係」「(4) ポジティブ・アクションに関する理解の浸透」。

この1と2が総論部分になっております。3は各論に当たります。

「3 各分野におけるポジティブ・アクションの推進方策」ということで「(1) 政治分野」。政治分野の具体的な推進方策で「ア 女性の政治参画に関する社会的気運の醸成」「イ クオータ制等の検討に資する具体的事例の提示」「ウ 選挙制度と女性の政治参画」。

「(2) 行政分野」は「ア 女性国家公務員の採用・登用の促進」「イ 国のあらゆる施策における男女共同参画の視点の反映」「ウ 国家公務員制度改革の推進」。

「(3) 雇用分野」は「ア 具体的な目標の設定の促進等」「イ 公共契約を通じた推進方策の検討」「ウ 補助金等における推進方策の積極的な活用」。

「(4) 科学技術・学術分野」は「ア 具体的な目標の設定の促進」「イ 女性研究者の参画の拡大に向けた環境づくり」。

最後に「おわりに」となっております。

その後、更にこれまでポンチ絵で示しました参考資料として、1つ追加しておりますのは「1 ポジティブ・アクションに関連する条約と我が国の法律の規定」の抜粋を参考資料という形で添付しております。

「2 ポジティブ・アクションの実現方法」「3 各分野におけるポジティブ・アクション

ョンの政策体系」「4 各分野におけるポジティブ・アクションの例」でございます。

内容につきましては、3ページ以降でございます。

「はじめに」の部分は、これまでの経緯を簡単にまとめた部分でございます。

4ページ「1 ポジティブ・アクションの必要性」。この部分は前回の御議論、委員の皆様方の御意見を踏まえまして、かなり新しく書き込んだところでございます。

「(1) 高い緊要度」「(2) 実質的な機会の平等の確保」「(3) 多様性の確保」という内容でポジティブ・アクションの必要性を強調しております。

「2 ポジティブ・アクションの考え方」。最初に「(1) ポジティブ・アクションの概念」について簡単に説明しております。前回のたたき台ではここに条文の内容を引用しておりましたが、それらをすべて参考資料1に回しまして、この部分についてはすっきり整理しております。

「(2) ポジティブ・アクションの推進方策」。まず最初に「ア 多様なポジティブ・アクションの手法」「イ 国の推進方策」といたしまして、それぞれの機関が取り組むポジティブ・アクションを国が推進するためには、どういったものがあるかといったところで、前回のものから御意見を踏まえまして、若干整理しているところもございます。

「(3) ポジティブ・アクションと能力主義との関係」でございます。こちらも前回の御議論を踏まえまして、加筆しているところもございます。

「(4) ポジティブ・アクションに関する理解の浸透」でございます。一部分は前回のたたき台でも書かれておりましたが、ここのところはもう少ししっかり書いた方がいいということで、かなり書き加えました。

「○ ロールモデルの不足による孤立・不安や長時間労働を前提とした勤務への躊躇などから、女性自身も指導的地位に就くことを敬遠する場合がある」。

「○ ポジティブ・アクション（特に上記（2）ア①及び②）」とありますのは、5～6ページの上の方に書かれている部分でございます。クオータ制、プラス・ファクター、ゴール・アンド・タイムテーブル方式といったポジティブ・アクションによるもの。それによって採用・登用されることに対して、いわゆるティスグマの問題がある。

「○ ポジティブ・アクションを導入するに当たっては、こうした女性自身の意識に対する配慮にも留意する必要がある」。

「○ ポジティブ・アクションによって女性が指導的地位に就くことは、当該の女性本人にとってメリットがあるだけでなく、固定的性別役割分担意識の解消が進むなど社会全体にとってもメリットがあることをアピールする必要がある」。

「○ ポジティブ・アクションは、男女の実質的な機会の平等を実現することを目的とするものであり、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会である男女共同参画社会を実現する最も効果的な施策の一つである」。

「○ このように、ポジティブ・アクションの意義についての理解を浸透させることが必要である」。こういうことをここで書き加えております。

9 ページ以降は各論部分でございます。

「(1) 政治分野」でございます。まず最初に、全体的に前半部分でそれぞれの分野における意義、現状と課題を書きまして、そのために以下の方策が必要という形で構成されております。全体的には政治分野につきましても御意見がございましたので、かなり書き加えているところがあります。

具体的方策といたしましては「ア 女性の政治参画に関する社会的気運の醸成」。

10 ページ「これらの現状に加えて」とありますけれども、諸外国によるポジティブ・アクションが有効な手段として効果を上げているということについて、国民の間でいまだ知られていない。

「○ これらの現状に加えて、政府が各党に対して働きかけてきたことや各政党の女性の参画状況や取組み等について、本年度の男女共同参画白書の特集等を活用して、様々な機会をとらえて広く各界・各層に周知する必要がある」。

「○ また、政治分野における女性の参画は、民主主義や男女共同参画の在り方と密接にかかわるという認識を広めて議論を喚起しなければならない」としております。

「イ クォータ制等の検討に資する具体的事例の提示」でございます。クォータ制とその状況について、諸外国による状況、我が国における女性国会議員の増加等についての内容を書いております。

11 ページ「○ 我が国において、政党関係者の中で具体的な議論が喚起されるよう、我が国にとって参考になる各国の事例等について、本ワーキング・グループにおいて、更に検討を深めて分かりやすく提示することが必要である」と述べております。

「ウ 選挙制度と女性の政治参画」でございます。ここでは選挙制度と女性議員との比率との関係について述べております。

「○ 政治分野における女性の参画の拡大は、民主主義の在り方や今後の経済社会の活性化に不可欠な男女共同参画の在り方に密接にかかわる問題であり、選挙制度の在り方の検討において重要な論点として考慮されなければならないことを強調しておきたい」と締めております。

「(2) 行政分野」についても意義を書き加えました。1つ目と2つ目の○で、行政分野におけるポジティブ・アクションの意義を書いております。

「○ 行政分野におけるポジティブ・アクションは、国が率先して取り組むべき分野であり、第3次基本計画の具体的施策を含めた以下の取組を進めるべきである」といたしまして、「ア 女性国家公務員の採用・登用の促進」。

「イ 国のあらゆる施策における男女共同参画の視点の反映」といたしまして、私的懇談会等の有識者等においても女性の参画の拡大を図ることが必要としております。

「ウ 国家公務員制度改革の推進」でございます。

「(3) 雇用分野」も1つ目で雇用分野におけるポジティブ・アクションの意義を書いております。

「○ このため、雇用分野における女性の参画を拡大するために以下の方策が必要である」といたしまして「ア 具体的な目標の設定の促進等」。

まず最初に、さまざまなポジティブ・アクションがあることを広く周知する。

更に2つ目「女性の活躍促進のためのポジティブ・アクションにつなげるための仕組みについて、企業の活用を促す」。いわゆる見える化の事業の活用を促すとしております。

更に関係府省が連携して、さまざまなポジティブ・アクションに取り組んでいる企業について情報収集いたしまして、それを広く公表していく。

「○ また、表彰や公共契約等においてゴール・アンド・タイムテーブル方式等のポジティブ・アクションに取り組む企業を積極的に評価する」。

「○ なお、以上のような方策の下での企業の取組状況を見ながら、関係府省において、来年度以降、必要に応じて、ゴール・アンド・タイムテーブル方式等のポジティブ・アクションを更に進める方策を検討すべきである」となっております。

「イ 公共契約を通じた推進方策の検討」でございます。現時点では男女共同参画に関連する調査、研究開発・広報の委託先を選定するに当たって、総合評価落札方式による一般競争入札を実施することができます。そこで品質確保の観点から、男女共同参画等に積極的に取り組んでいる企業を評価しております。これを更に各府省において、さまざまな事例を広げていくということが1つ。

2番目にこの調査、研究開発・広報以外の男女共同参画に関連する事業について、更に具体的な方策を検討する。

更に、男女共同参画とは言えない事業についても品質確保に留意しながら、どのような取組みが可能であるかを検討する必要があるといたしまして、本ワーキング・グループで上記の検討に資するよう議論を深めるとしております。

「ウ 補助金等における推進方策の積極的な活用」。補助金等につきましては、クロスコンプライアンス、補助金等の採択に当たって男女共同参画等の別の施策によって設けられた要件の達成を求める手法がございます。これを各府省で積極的な活用を検討する、推進することも必要としております。

「(4) 科学技術・学術分野」。科学技術・学術分野における男女共同参画の意義を1つ目、2つ目に研究者に占める女性の割合の現状を述べております。さらに、名古屋大学等における取組も紹介いたしまして、少し観点が違いますけれども、女性研究者の増加を図るためには、教育の場において女子学生・生徒の科学技術・学術分野に対する関心を一層高めていく工夫が必要というのも述べております。

研究機関におきましては、女性研究者枠の設置を含めたポジティブ・アクションを積極的に導入するべきであるという意見もありました。特に、教育機関でもある大学等は、男女共同参画の理解の深化を図るという社会的な使命があるという観点から積極的にポジティブ・アクションの導入を進める必要がある。

このため、女性の参画を拡大するために16ページの方策が必要といたしまして「7 具

体的な目標の設定の促進」。ロールモデルとなるリーダー的な女性研究者と若手女性研究者の両方を加速的に増加させるために、研究機関におきましても、ゴール・アンド・タイムテーブル方式、あるいはプラス・ファクター方式といったさまざまなポジティブ・アクションの手法があることを広く周知する。

関係府省と連携いたしまして、こういったポジティブ・アクションを取り入れた研究機関について情報提供をしたり、あるいは男女共同参画協会が実施している調査結果など、広く情報を共有していく。

以上のような方策の下での研究機関と取組み状況を見ながら、関係府省において来年度以降、必要に応じてゴール・アンド・タイムテーブル方式等のポジティブ・アクションを更に進める方策を検討すべきとなっております。

この部分はゴール・アンド・タイムテーブル方式も関連しまして、さまざまな女性研究者の参画の拡大に向けた環境づくりについて取り組むことを述べております。

17 ページ「おわりに」といたしまして、本ワーキング・グループでは、これまで7回にわたって、推進方策について検討を重ね、一定の報告を示した。

今後、関係府省においては、各分野におけるポジティブ・アクションの推進方策として掲げた課題について、できる限り速やかに実施することを求める。

また、本ワーキング・グループでは、①政治分野においてクォータ制等の検討に資する具体的事例等について検討を深めて提示する。②雇用分野において公共契約を通じた推進方策の検討に資する議論を深める。これは引き続き検討をすると、終わりに書いております。

中間報告（案）の内容は以上でございまして、その後は参考資料1、2も若干修正しているところもございませうけれども、別添の方に整理しております。

以上でございます。

○今野座長 ありがとうございます。

それでは、中間報告（案）の目次を見ていただきますと、1と2が総論部分です。3の各論の政治と行政、雇用と科学技術・学術分野は少し似ていますので、議論としては最初に総論部分を議論させていただいて、その次に政治、行政を議論して、最後に雇用、科学技術・学術分野というようにグルーピングをして議論をさせていただければと思っております。

それでは、1と2について、御意見をいただければと思います。今日は最後ですから、早く終わってもいいかなと思っております。総論はいいですか。

○辻村委員 確認させていただきたいのですが、7ページの（4）でポジティブ・アクションの概念で下から7行目「特に上記（2）ア①及び②」と厳格なクォータ制とゴール・アンド・テーブル方式によるものによって採用することに対してしてスティグマがあるという記述があります。

そのポジティブ・アクションを「（4）において同じ。」と書いてありますのは、7ペー

ジの（４）のところだけが厳しいものということで、それ以外のポジティブ・アクションは基盤整備型も全部入ると読むのですか。

○竹林企画官 さようございます。

○辻村委員 そうすると、このスティグマになるのは、クオータとかゴール・アンド・タイムテーブルだけなので、それ以外のところは要らないという読み方。（４）ポジティブ・アクションの意義についての理解を浸透させることが必要であるとかありますね。このポジティブ・アクションも厳しいものだけとなりませんか。

○藤澤推進課長 「特に」ということで、基盤整備を排除しているわけではないです。

○辻村委員 ポジティブ・アクションで特に何とかなよるものを書いて、定義について限定を加えていますので、そこがどうかと思ったんです。

○今野座長 げたを履かせられたというような感じでしょう。考えてみれば、基盤整備はそういうことがある。

○辻村委員 いずれにしても、（４）に書いてあることはポジティブ・アクション全体のことも書いてありますから、どういうふうに書いたらいいかなど。

○今野座長 書き方としては、この括弧を全部取ってしまうというのが一つです。基盤整備だって、そういうことがあり得るかもしれない。もう一つの方法は、この○についてのみ、この括弧ですということを書きかたですけれども、何となく前者でもいいかなという感じがします。

○辻村委員 スティグマの特に強いものについてはということだと、「以下（４）において同じ」だけを取ったらいいのではないですか。

○今野座長 括弧を全部取ってしまったら、おかしいですか。

○辻村委員 スティグマの問題はポジティブ・アクション全般にあり得ますので、基盤整備についても当然ありますね。女性のみ研修したり、女性のみ短期時間雇用とか言うことができるのはおかしいということもあります。

○岡島局長 確かに全般にかかるという考え方もあるかもしれませんが、一般のポジティブ・アクションというと、すぐにクオータと結び付けての議論が多くて、特にスティグマみたいな話になると、かなり強い厳格なものが中心になると思います。

そういう意味で○で行くと、括弧書きで明確にしているところと（４）の最後の○２つは違うので、むしろ全部取るというよりは、この３つの○について同じと書いた方がいいかと思います。

○辻村委員 下から２番目はいいのではないですか。

○岡島局長 下から２番目は入りますか。

○辻村委員 これは機会均等でしょう。そうすると基盤整備だって男も女も生きやすいということだから、別に広い概念でいいですね。

○岡島局長 下から２つ目と一番下は違うので、２つ目から２番目、３番目、４番目。これだけが限定して使った方がいいのかなと思います。



○辻村委員 でも、その1つ上でも、女性本人に対してメリットがあるだけではなくて、男性全体についてもポジティブ・アクションはメリットがあるんですよと言っているわけだから、これは基盤整備も入ります。クオータ制とかだけではないのではないですか。そうすると、本当にスティグマのことだけにしたいのだったら、その次の○の中身を入れてしまえばいいです。それで「(4)において同じ」をとればいい。

○川本委員 2つ目と3つ目の○の文章をくっ付けてしまって、ここだけ定義を付けておけばいいということです。それがわかりやすくてよろしいのではないかと思います。

○今野座長 私の方が定義がいい加減ですね。そのままでもいいのではないかと思ったのですが、そうはいかないですね。では、そのように修正をして明確にするという選択肢にいたしましょう。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、先ほどお話ししましたように、次は9ページ以降で政治と行政の部分を議論させていただこうと思います。どうぞ。

○小林委員 10ページ目のイの2番目の○です。まず上から2行目の「併用制」は「並立制」の間違いだと思います。

全体的に1番目の○はクオータの話をされていると思います。日本はクオータを入れていませんが、韓国は入れていますので、クオータから入って、クオータが入っていない話に来て、クオータが来るという、読んでいてわかりづらいところがあると思います。私は別にクオータと比例代表に限る必要はないのですが、定数が小選挙区よりも大きい方が良いというのはクオータと二律背反ではなくて、ある意味でクオータを生かす制度という意味です。

ですから、ここの文章は2番目の○は、例えば韓国でもいいのですが、韓国の話を先にする方が良いでしょう。なお日本でも参議院で比例代表制が採用されているという参議院は全部比例代表でやっているという意味になりますので、定数の一部に比例代表制が採用され、衆議院選挙において小選挙区比例代表制がされているが、クオータ制が導入されていないために、女性国会議員はまだ限定的だと言うことになります。男性上位の韓国より低いというのは、両国とも比例は入ってはいるのですが、クオータがあるかないかという違いが表れています。したがって、クオータが重要であるということの流れであれば、日本と韓国の記述の順番を逆にした方がいいと思っております。

実は参議院選挙でいいますと、直近の去年の参議院の女性議員の当選は14%ですが、20年前は17.5%だったので、全然増えていないのです。衆議院は少しずつ増えているのですが、参議院は実は増えていません。ただ、それよりも衆議院より多いというのは、選挙制度の違いだろうと思います。したがって、両方が必要だと思います。その方が話の流れがすっきりするかと思います。

11ページの「ウ 選挙制度と女性の政治参画」の2番目になります。最後のところで「六人区では22%台という分析結果もある」。この分析とか仮説とかは何らかの仮定の上に成

り立っているものですが、これは分析でも何の仮定でもなくて事実です。ですから、六人区では22%台となっている。別にそれ以外の数字はないです。

細かいことですが、その2行上の「平成23年3月現在」で合っていますが、これは事務局にもメールで御連絡してありますが、各都道府県議会の事務局のホームページによる。ですから、3月現在というとなんかそうなのかと。つまり人が亡くなったり、途中で辞めたりする場合がありますが、直ちにホームページに反映されないこともある。このため、正確を期した方がよければ、「平成23年3月時点の各都道府県議会の事務局ホームページによる」とした方がいいと思います。

そういう意味では、冒頭で衆議院が10.9%と書いてあったのですが、この数字がどこから来ているか、現在もそうなのですか直近の衆院選の数字では11.3%なのです。

○竹林企画官 たしか北海道の補欠選挙の結果後の最新です。

○小林委員 今後また変わっていきますので、いつ現在と書かれた方がいいと思います。

○の3番ですが「市区町村の選挙区割りに規定を改正すべきである」でいいのではないのでしょうか。「という指摘もある」という回りくどい言い方をする必要もない。これは別に私が言っているわけではなくて、全国都道府県議長会もそういう決議をしております。

○の4番の最後のところ、「女性の意思を政治に一層反映」になっていますが、これは自治体の施策でいいと思います。勿論、議員の話をしていますが自治体ですので、何に反映をさせるかと言えば、それは自治体の施策に反映させるのだと思います。

あと、どこかで参議院の女性議員が増えていないという指摘を入れなくていいのかなという気はしますが、触れる必要があるかないかだと思います。何となく時代のトレンドとして当然少しずつ増えてきますが、そこだけ冒頭でも衆議院が増えているということを強調されると、放っておいても世の中はうまくいきそうな気がするのですが、そうではないということも指摘をした方がいいのではないかと思います。

○今野座長 今の御指摘は幾つかありますので、もう一度確認しますと、10ページのイの○の2番目。これは読みやすくするというか、理解しやすくするという意味ですね。文章の修正をもう一度検討するというので、内容を変えるということではないですね。

○辻村委員 10ページのイはクオータ制等ですね。クオータ制だけではなくて、小選挙区制とかクオータではないところも入っているということです。

先ほどの上から2つ目の○の御指摘がありまして、日本の問題と韓国の問題を分けるという御議論でしたが、この文章は途中でメールで送っていただいているときから非常に難しいなと思ったのですが、○の中の文章が2つに分かれておりまして、上の段は一般に比例代表制の下では女性は選出されやすいということを指摘しているわけです。これはクオータの導入にかかわらずという趣旨で私は理解していました。すなわち、日本の場合はクオータ制を入れていないのに、参議院選挙に比例代表制が導入された直後から上がっているわけですね。また、並立制の下での衆議院でも比例代表が入ったということで増えているということで、比例代表制の下では女性は選出されやすいということが一般論として言

われている。

そうすると、そこに韓国が入りますと、韓国は比例代表制で非常に定数が少なかったのが、2004年から299のうち56ですけれども、定数も46から56に増えて、しかも同時に50%クオータ制が入りましたから、急激に伸びているわけです。5.9から13%。ですから、そこに韓国と日本を一緒に入れると、比例代表だけで増えたのか、クオータが入ったために増えたのかということがわからなくなる。「また」で韓国から後から出てきて、それを前に出すという御提案だったのですが、私は日本と韓国が続けて入っていることに、原案の段階から疑問を持っておりまして。ここは日本だけにして、その次の段で、比例代表制の下でクオータ制を入れたら急激に増えたというのが韓国ではないか。このイの2番目の○は2つのことが一緒に入ってしまったという感じがするので、日本の話とクオータ制を入れている外国の話は○を分ける。それで韓国の話はクオータの方に。

○小林委員 ただ、1番目の○がクオータの話をしているので、クオータ、比例、クオータ、比例になってしまうので、それでクオータと韓国を前に持って行って、まずクオータの話を処理して、その後にとした方が良くと思います。

○辻村委員 比例代表の下で一般的に女性が選出されやすいというのは、ウの選挙制度の方に移しても。

○小林委員 その方がいいですね。

○辻村委員 日本ではクオータ制を入れていないのに、比例にただけで増えたわけですね。ですから、選挙制度との関係はある程度実証されているのですけれども、これはクオータ制のところに入れてしまったから誤解が出てくるので、選挙制度の方に移しますか。

○今野座長 その場合でも韓国の事例を入れるときには、両方の要素が同時に効いてしまっているわけですね。

○辻村委員 こういうクオータ制を入れるのは比例代表でないと入れられないので、このベルギーもドイツも。

○今野座長 全体をウの方に持ってきてしまうということですか。

○小林委員 韓国は残して、日本をウに持っていったらいいのではないのでしょうか。逆にウが国会の話をあまりしていないので入れた方がいいと思います。

○辻村委員 2番目の○の上半分、一般に比例代表だと女性が通りやすいという日本のことだけをウの方に移す。それで諸外国は比例代表プラスクオータ制を入れていますから、こういう方法がある。

○小林委員 ウの1番目の○に「女性議員の比率が高くなる傾向が見られる」と書いてあるので、その後続けて、我が国では参議院で定数の一部に云々、衆議院で云々、女性議員の割合が上昇していると。それでいかがでしょうか。

○辻村委員 これは明確に何年度に導入して、どうなったということを書いてもいい。

○今野座長 イの2番目は最初から、韓国ではと始まっていいわけですね。

○小林委員 はい。

○辻村委員 韓国では一部に比例代表制が採用されて、その比例代表制はクオータ制付きの比例代表制だったということがわかるような書きぶりに。

○小林委員 韓国はもともとクオータ付きではない比例だったのです。それから 30%のクオータ付き比例に変わり、更に 50%付き比例に変わったのです。

○今野座長 大丈夫そうですね。

○竹林企画官 長文なので、文章を練り直します。

○今野座長 10 ページの 2 番目の○の件はそういうふうにさせていただきます。

11 ページの 2 番目の○の「平成 23 年 3 月現在」は現在のホームページによるということですね。

○竹林企画官 大変恐縮ですが、データの出所を後でいただければ、正確に書いておきますので、我々の持っている男女共同参画白書等ではないので、こういうデータから引っ張ってきたということ把握しておくために。

○小林委員 ですから、平成 23 年 3 月現在と言うと、正しくない可能性があります。

○今野座長 その文章の一番最後は事実なので、六人区では 22%となっている。これはいいですね。

その次の○ですけれども、「という指摘もある」は要らないのではないかとということですが、いかがですか。

○鹿嶋委員 私はそこはいかなものかと思っています。何度か言ってきたように、要するに地方自治体の問題なんです。これは研究会報告ではないと座長が言いましたように、第 3 次基本計画の実効性を担保するため、補完するためのものなんです。

選挙制度審議会であれば、ずばりこういうふうは何々すべきであるということと言えるんですが、あくまで行政に対して物を言うためのアクションプランの中で、私どもは一步先に踏み込んで立法府に物を言おうとしているわけですよ。ここは非常にデリケートな問題なので、指摘もあるという婉曲な言い方をしないと、ずばりと言えば、政治家の方で反発を食う可能性があります。ですので、この辺りは指摘もあるという婉曲表現に是非していただきたいです。

○小林委員 ただ、一つだけ申し上げますと、この箇所は国会議員の選挙制度ではないので、選挙制度審議会の範囲ではありません。したがって、これは総務省の問題であります。この問題については、都道府県議会議長会で意見集約ができています。○辻村委員「という指摘もある」ではなくて、「と指摘されている」でもいいですね。

○鹿嶋委員 その辺りをどうするかは多少はいいんですが、婉曲にしていかないと、この報告書の性格上はどこかに置いておかないと、ということです。

○今野座長 どうぞ。

○竹林企画官 すべきであると書くと、だれが言っているかということ結局は男女共同参画会議が言っているということになりますので、小林先生のお話は、全国都道府県議会議長会が言っているか、だれが言っているか、そういう指摘があると婉曲的な表現という形で

できるのではないかと。基本的に地方六団体と、ここはあくまでも内閣府の会議という行政機関は異なるものなので、そこは全国都道府県議会議長会が言っているから当然というわけではなく、それに対して政府がどう受け止めているかという問題もありますので、そこは若干考慮しないとイケないと思います。

○今野座長 今、辻村さんがおっしゃられたのは「改正すべきであると指摘されている」ということで、ちょっと前に出るといっくくらいでどうですかということですが、いいですか。

○鹿嶋委員 私は「指摘もある」の方がいいかなという気がします。

○川本委員 私は政治分野については詳しくないのですが、ここまでどんな発言をしたかというのを申し上げますと、一番最初に選挙権、被選挙権がきちんと男女に同権で与えられていれば、法律的にはそれでよろしいのではないかと。その上で、結果の平等を強制するような話であれば、反対ですと。しかしながら、その上で実際にこの報告書については、各国の事例紹介も含めて、選択肢を議論の俎上にのぼるように示すことが大事なのではないかという御発言をさせていただきました。

その上で今のお話を聞いて、非常にデリケートな話なので、これは是非、座長と鹿嶋先生でお話をして、表現については工夫をしていただければと思います。ちなみに今の部分で言えば、私も「という指摘もある」という表現でよろしいのではないかと思います。あとは座長と事務局の方でいろいろと考えていただければと思います。お任せします。

○小林委員 選挙ですから、結果の平等は、政治では働かないのです。したがって、これは枠組みを議論しているので、誤解のないようお願いいたします。

○今野座長 いずれにしても、ここについては今のところは「指摘もある」と「指摘されている」という2つの選択肢があるので、川本さんにもあのようにおっしゃっていただきましたので、相談をさせていただけますか。それで最終的な案をつくらせていただきます。

その次の○の下から2行目「女性の意思を政治に」というところは「女性の意思を自治体の施策に」としたいということですが、この辺についてはいかがですか。

○小林委員 これはどちらがいい、悪いではなくて、この箇所は自治体の話をしているので、政治は中央の政治を連想しますから、これは自治体の施策ではないでしょうかということ。

○辻村委員 地方政治という発想もありますね。

○今野座長 辻村さんが地方政治とおっしゃいましたけれども、どうですか。

○竹林企画官 お任せいたします。

○今野座長 選択肢は、自治体の施策と地方政治ですね。後から考えます。

○辻村委員 自治体の話は今まで使っていないので、地方公共団体になりますね。

○今野座長 そうですね。

もう一つ、一番最後は参議院の女性比率が低下してきたんだという事実をどこかに書いておいた方がいいのではないかと。場所は後から検討させていただくとして、その事実を

どこかに書いておいた方がいいのではないのでしょうかという意見です。

○小林委員 伸び悩んでいるということなので、トレンドでは基本的には上がるのですが、ホワイトノイズで上がっているのは 89 年の参議院選挙と前々回の参議院選挙、民主党が大勝したとき。つまりこれは選挙結果とかなり結び付いている話なので一律に見ることはできないのですが、少なくともこの 20 年間、参議院に関しては上がってはいない。

○辻村委員 それについては、2000 年の公職選挙法の改正で非拘束名簿式になりましたので、私は非拘束になったことで、候補者比率が上がったのに対して、当選者比率が下がったと分析しています。ですから、もし書くのであれば、非拘束名簿式が導入されたこともありと書いた方が厳密ではないかと思います。

○小林委員 それは必ずしも正しくないです。

○辻村委員 でも、一般論としては言えます。

○小林委員 少なくとも政治学でそういう理解はないのですが、これは選挙結果と影響がしますが、自民党と民主党とどちらが勝つか負けるかで、かなり数字は違ってきます。ですから、過去 2 回、平成元年で 17.5% になり、19 年に 21.5% になっているというのは、そこはトレンドから外れて非常に高いのですけれども、二回共に当時の与党が大敗をしたからなのです。その問題と拘束・非拘束のどちらが原因かをみると拘束・非拘束ではなくて、むしろ党別の獲得議席の影響の方が大きいです。

○今野座長 今、図を見ているんですけども、これは回帰分析をやると上がってしまうね。

○小林委員 平成元年以降で見ると。

○今野座長 平成元年以降だと、これはじぐざぐだから、回帰分析にすると。

○小林委員 この 20 年間、増えてはいない。

○今野座長 増えてはいなくて、変動しながら平らという感じですね。

○辻村委員 ただ、ここは選挙制度という項目ですね。

○今野座長 入れるとしたら、アとかイの前です。一番最初のところは各分野ごとに意義を言って、現状はこうなっていますよという整理をしているので、現状はこうなっていますよというところに入れる。それがどうしてかと因果関係を言うと、本当かという話があるから、事実としてこうなっていますよということをどう書けるか。

○辻村委員 9 ページの上の方は衆議院しか書いてありませんから、参議院のことを少し書いてもいいと思います。

○竹林企画官 2 つ目の○と 3 つ目の○の間ですね。

○辻村委員 そうです。その間に参議院がどうなっているかということ。

○今野座長 少なくとも統計的に見て、平成元年以降、右肩上がりが増えていたとは言えないですね。事実の記述なので、これはもう少し長くすると、右肩上がりになる。小林さんがおっしゃるのは、過去 20 年と限定しているんですね。ちょっと考えさせてもらいます。

○辻村委員 繰り返し申しますと、タイムスパンを長く取って上がってきている原因は、比例代表制の導入だと思います。下がったりしてきているのが 2000 年で、比例代表制は 1983 年の選挙から導入したので、そこは論理的に説明が付きます。あとは非拘束になってから、必ずしも女性を上には置けば必ず通るという段階ではなくなりましたから、その影響が出ているというのが平成 13 年以降です。当選者比率の方ですね。候補者率が上がっていても、当選率が上がっていないのは、名簿が拘束されていないからだということは言えると思います。

○今野座長 当選者の中の女性比率を過去 20 年間見ると、傾向的には上がっているとは見えないという事実関係を書くということはどうですか。

○竹林企画官 事実関係を書くのは問題ないと思います。

○今野座長 これは上がっていないと見るのか、上がっていると見るのか、下がっていると見るのか、今度は評価の問題も入るんですけども、皆さんがざっと見て、共通して上がっていないと見れるということであれば、それでいいかと思います。細かい表現は相談をさせていただいて、そうさせていただくことにします。

小林さんが言われた論点はこれで全部終わったと思いますけれども、ほかに何かございますか。

○岡本委員 参考資料には対象に地方公務員も入っていますが、本文の方はすべて国家公務員の書きぶりになっています。今回は国家公務員をまずこのような形で進めていきますということの確認でよろしいでしょうか。

○竹林企画官 国が率先していくべき分野でありますので、まず国家公務員についての方策を言っております。ここでは書いていないですけども、第 3 次基本計画には地方公共団体にも採用等についての目標設定などの取組を要請するとなっております。

○岡本委員 ここを踏まえながら、地方公務員もしっかりやっていくということの確認でよろしいですか。地方公務員の場合は非正規で地方自治体で働いている方も 60 万人と言われていて、その 8 割が女性という中で、同じような形でポジティブ・アクションをやっていくということにはならないではないかと思っています。まずその問題をどう解決していくのかということもあると思うので、その辺りは次の課題として少し意識をしていかないといけないと思います。しかし、現時点で、ここをどうしようということではありません。

○今野座長 ほかにございますか。どうぞ。

○鹿嶋委員 政治分野ですけども、第 3 次基本計画に政治分野がよく入ったというのが私の率直な印象でして、それだけにデリケートなところがあるという認識があるんですが、9 ページを見ていると、クオータ制の導入はばんばんと花火が打ち上がっているんですが、皆さんのお手元にある第 3 次基本計画の 6 ページを見てほしいんです。

立候補者に占める女性の割合等が書いてあるわけですが、その中で※がありまして、政府が政党に働きかける際に政府として達成を目指す努力目標であって、政党の自立的行動

を制約するものではなくて、政党が自ら活性を目指す目標ではないと、随分と言って打ち消しているような文章があります。

そういう中であって政治分野で増やすとすれば、政府が政党に働きかけてほしいとか、そういうことをまずクォータ制の前に書いておく必要があるのではないかというのが私の印象です。最初からクォータ制でばんばん花火を上げると、多分アレルギー症状をおこす人たちもいるのではないかと思います。まずは政府がその政党に働きかけてほしいという我々の報告書であってもいいのではないかと。クォータ制の前にですよ。そういうふうになれば、少し段階を追って、やってみようかと。戦略として、棒高跳びのバーを多少低めにして、そこから高く上げた方がいいのではないかと思います。

○小林委員 今あるものに更にそういうところを書き加えるということは、私は賛成です。第3次基本計画の6ページを見ると、非常にセンシティブな状況がよくわかりますので。

○今野座長 もし入れるとすると、文面は考えるにしても、9ページのアの前でしょうね。以下の方策が必要であると。この辺に少し書いておくのが一番いいのではないかと思います。

○岡島局長 あるいはアの中でも。

○今野座長 でも、全体にかかるんでしょう。ですから、アの前の方がいいのではないかと思います。文章は上手に書かなければいけないんだけど。

○小林委員 10ページのアの○の2番目が関連する箇所なので、ここをもう少し増やすという手もあると思います。ここをもう少し工夫して、政府が政党に働きかけてほしいということを入れてはどうでしょうか。

○鹿嶋委員 あるいは政府の努力を最初に持ってきて、すぐに選挙制度の改革まで行くとは思えないので、まずは政府に努力をしてもらうというのを置いて、その次にクォータ制の問題という並べ替えがあってもいいのかもしれないと思います。

○今野座長 一種の段階論で行けという話ですね。その辺の文章をどこかに考えます。今の段階論で行くと、政府が政党に働きかけるのも実はあるステップなので、その前にいろいろあるでしょうから、そういう形でいいですか。もし政党に働きかけるのみを言うのだったら、それ向けの場所で考えるし、段階論で言うのだったら、もっと全体の話だから、アの前で上手に段階論を言って、その中に政党に働きかけることはもう一つのステップだというような書き方で上手に書くと、全体をカバーできるのではないかと思います。どうですか。

○竹林企画官 一度働きかけはしておりますので、更に一層強く働きかけるという趣旨で、基本計画ができて、各政党の幹事長あてに大臣名で要請をいたしました。与党を中心に末松内閣府副大臣自ら、その要請文を持って幹事長の方々が会談されて要請したというのもあります。勿論それを1回やれば終わるというわけではなくて、政府としても引き続き、一層強く要請していくということを通じて、要請するにしても、もう少し具体的な中身で、こういうものを要請してほしいといったものをこれから検討していく。そこがアと



カイにも書いてあるんですけども、そういうものを検討しながら、一層働きかけていくということになると思います。

○今野座長 今、鹿嶋さんがおっしゃられたのは2つのことが入っていて、1つは政党に働きかけるといことと、もう一つは具体的に強制度の大小入れて幾つかのパターンがあるので、そこをこういう段階で見ましようねというのと違う話ですが、それを2つおっしゃっていました。その2つを上手に表現しようとする、全体をカバーできるアの前の方がいいかと思うんですが、いかがでしょうか。

○岡島局長 (1)のアの前の○の4つ目以降が、政党の働きかけとは違いますが、若干の段階論が入っています。1つはクオータ制にはいろいろあって、外国では導入されているということを広く認識されるようにするべきであると。その次が具体的な議論を喚起するために外国の状況について認識する。更に今後、選挙制度の見直しの際には重要な論点としてということで、ここは国民の方一般に対する働きかけとしての段階論が入っていますので、この辺りを少し膨らませまして、更に政党への働きかけということも入れて、少し直させていただければと思います。

○今野座長 それがいいですね。

ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは、次の雇用と科学技術・学術分野に行きましょうか。御意見がありましたら、どうぞ。

○岡本委員 雇用分野のアの上から2番目の○です。今回初めてこのような形の書きぶりが出てきました。私的自治の原則ということが加わったので、こういうことが入ってきたんだと思うんです。つまり雇用の分野における私的自治は、労使自治と川本さんもおっしゃっていましたけれども、その分野にも関わってきます。

企業労使で把握をしてという部分で、これをせつかく入れていただければ、把握をして検証していくところの側に女性が入らないといけない。残念ながら労働組合も男性役員がほとんどなので、そこに女性の意見を反映させていくためには、労働者側にも女性の参画が求められるとか、本当は労働組合と書きたいんですけども、労働組合がないところもありますので、そういった文章を少し加えていただけないかと思います。そうしていただければ、私たちも連合で取組みやすいと思いますので、お願いします。「企業の活用を促す」の後に一文を入れていただけないでしょうか。

○今野座長 どうやって入れますか。

○岡本委員 労働者側にも女性の参画が求められるとか、正文にはなっていないんですけども、そういう意味合いのことを入れていただければと思います。

○今野座長 この文章の内容は、企業労使で現状を把握して、改善をしましょうという話ですね。

○岡本委員 そのときに女性が議論する場がいなければ、男性の視点では昇進とかいうことについて理解がない。またはポジティブ・アクションの理解がないのでということです。

○今野座長 例えばこういうことを推進する側に女性の参画をとということですね。

○川本委員 今のところで御指摘がありましたので、御意見を述べさせていただきます。

今もお話がありましたが、これは議論がなかったですね。急に入ってきたという感じがします。

○今野座長 これは私が勝手に入れたんです。

○川本委員 申し上げたいのは、2行目の終わりのところから「男女の均等度合いを企業労使で」とございますが、「男女の機会均等度合いを」としていただきたいと思います。

同じ雇用分野では、(3)の一番最初の○です。多分ここは私が前に発言したことを入れていただいているのではないかと思います。読んでいて違和感がございます。できれば「雇用の場における男女共同参画の実現は」は取っていただいて、文章の始まりが「働く意欲と能力のある人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会をつくることは」としていただいたら、ありがたいと思います。

○岡本委員 それは、その前の実現ということが入っているということですか。

○鹿嶋委員 男女共同参画の視点を入れておかないと、働く意欲と能力のある人たちは男ばかりになってしまいます。男女共同参画の視点という歯止めが入っていればこそ、男女の機会均等が実現するのであって、ここを取ってしまうと今のような現状制度を温存することになってしまいますので、これは絶対に必要だと思います。

○川本委員 私の申し上げた趣旨は、例えばワーク・ライフ・バランスの議論の中でもよくあるのですが、労働時間を短くすれば、企業の生産性が上がるという議論がなされることがあって、部分的にはあり得るのですが、本当にすべてそうなるかということではないので、ワーク・ライフ・バランスでも仕事の効率化によって生産性を上げるということと、ライフの重視ということと両方をバランスよくやらなければいけないということです。ここも男女共同参画を進めることイコール、即企業の競争力の強化とはつながりません。部分的にはあるかもしれないけれども、その言葉がひとり歩きをするのが嫌だったものですから、それで申し上げたということです。文章は座長が工夫をしてください。

○今野座長 今の点については、この文章の一番最後が「企業の競争力の強化、経済社会の活性化等にも貢献する」なので、貢献するから、川本さんが言われたような意味になっているのではないかと思います。ほかの要因だっているいろいろあるけれども、その中ですべてのことはこれ以降で全部決まるなんてみんな思っていない。でも、ここでやれば、ちょっとは平気かなと。

その前に私が先ほど整理するのを忘れたんだすけれども、13ページの下から2つ目の○は、女性の活用を促すということと、その後こういう場で女性参画も促進しなさいという趣旨の文章を入れるということで、それはよろしゅうございますか。では、そこはそうします。

○渥美委員 お二人が指摘しておられたアの上から2つ目の○です。ここは全面的に賛成ですが、企業が労使で数値データを把握したところで限界があるのではないかと考えてい

ます。前にも申し上げたんですけれども、例えば神奈川県が男女共同参画の推進条例で、従業員数が300人以上の事業所は毎年の推進状況を届け出るようになっていて、それを業種別、職種別にどういう状況になっているかということを集計して公表しています。こういうやり方をすれば、各企業が同業他社と比べて、同じ業界の中でどういうポジションなのか。企業もいろいろと職種がありますから、自分たちの企業の中で職域の多様性という点で、同業他社と比べて女性の進出が遅れているので、職種で数値が低いのはどこなのかということが比較できます。比較すると企業は考えます。

一企業が把握するだけでは限界があって、自治体がそういうことを、私は個人的な考えとしては行動計画を策定させて、集計してフィードバックというやり方がいいと思っています。書きぶりはお任せしますが、神奈川県は実際に条例があるので、自治体がそういう情報を企業から集めて、集計して企業に知らせるというやり方は、自分たちのポジショニングがわかりますので、助かるのではないかと思います。

イ、ウは基本的にインセンティブの方策だと思います。企業の男女共同参画を進める先進企業には、表彰するとかインセンティブを付けるとかでメリット感を出すことだとは思っています。遅れているところには、いい意味でも刺激して、まずいなと思わせることが必要で、いずれにしてもデータはすごく重要だと思います。先進企業は女性が高い業種にいる、何かがあってそういう数字になっているということから数字の把握はすごく重要で、男女共同参画白書にも上場企業は出ています。大企業はそもそも同業他社でそういうやりとりは結構していますから、ライバル会社の数字とか知っています。ただ、中小企業で自分たちの企業のポジショニングがわかっていない、しかもそういうことを知ろうとも思っていないところには、強制力を持って数字を出させてフィードバックをしないと、遅れているところはいつまで経っても遅れるのではないかと考えております。

今野先生が加えてくださったアの上から2番目はすごくいい御提案なので、更にそれをもっと実効性を高めるために、自治体がこういう方法も検討する必要があるとか、そういうことも付け加えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○今野座長 ある意味では、男女共同参画の状況の統計をつくって、公表しなさいという話でしょう。

○渥美委員 おっしゃるとおりです。

○今野座長 今、下から2番目の○との関連でおっしゃったんですが、もしかしたら13ページ一番下の○に近い。これは言ってみると、ベスト企業をホームページに載せて、ベンチマークにして皆さんも頑張ってくださいよと。その情報の中身を統計情報にしましょうということなので、もし入れるとしたら、最後の○のどこかに上手に入るのかなという気がします。

○渥美委員 それでも勿論構わないんですが、先進企業はそもそも数値が高い企業から洗い出すというやり方をいつも自分はやっているんです。事前アンケートを記入していただいて、中小企業でも数値が高いところはいっぱいあって、そういうところは制度ではなく

て風土の面もありますけれども、3番目の○を出すためにも、絶対に数字は必要だと思います。

いい企業はもっとやれとか、いい企業にスポットを当てて、メリット感を出すことだと思うんですけれども、遅れているところを刺激するには、あなたの業界はそもそも女性が少ないと言っているけれども、その中でも際立って御社は遅れているということを知らないと、思考停止をしているところはいっぱいあるので、自分たちが遅れていることがわかって、更にやっているところも平均より上だから、そこで止まっているところあるので、伸びがほかの業界他社と比べれば、ほかの企業はこれだけ伸びているのに、2年前から変わっていない、むしろ下がっていますというのは刺激になるし、数字は企業を動かすプライドになると思っていますので、全国でやってもいいのではないかと考えています。

○今野座長 私が言ったのは、13ページが一番下の○の趣旨は結局、情報提供サービスをしなさいという意味なんです。そういう意味で、渥美さんが言われた統計的なベンチマークデータも一種の情報提供サービスなので、したがって、この一番下の○がいいかなと。その上の○は企業外と労使の問題なので、入れるとしたら一番最後の○の情報提供という範囲内でできるかどうかを考えさせていただきます。

○渥美委員 どうもありがとうございます。

○今野座長 どうぞ。

○小林委員 印象論で申し訳ないのですが、全体を見て、雇用のところが少し弱い、消極的な印象を受けます。政治家も公務員も研究者も勿論、機会均等でなければいけないのですが、最も多くの人に関わっているのが雇用のところでは。

これは全体的に見て、政府の役割が、渥美委員のお話があった情報提供だけです。例えば政治では政党に働きかけて何とかしろと強く言っているのに、政府として経営者団体に働きかけるとか、そういう話が何も出てこない、これを読んで、現状の問題はどう解決するのかというイメージがしにくいので、ほかの分野とのバランスを考えて、もう少し積極的な方向という文言を入れることはできないのでしょうか。

○今野座長 今おっしゃられた意見で書くとすると、2段階あると思うんです。1段階目は何でもいいんですけれども、例えばアの一番最初の○で、さまざまな手法があることを広く周知し、その実施を経営者団体に働きかけるという程度にするのか、経営者団体に働きかける内容を体系的に考えて、詰めて出していくのかというので、この2つがあり得ると思います。

後者は今から急に言われても難しそうだなと思うので、もし入れられるとしたら前者のような形で入れられる可能性があるかなということを考えるということになるかと思ったんですが、そのくらいでいいですか。

○小林委員 いずれにしろ、もう少し入れていただけないかと思っています。

○今野座長 働きかけられる方は何かありますか。

○川本委員 私が思っていたのは、後に科学技術・学術分野が出てきますね。雇用分野と

はかなり似ているなと思いますけれども、違いをあげると、科学技術・学術分野はかなり支援策が入っています。それに比べて労使同士でやる方については、余り支援策がないなとは思っております。金目のものが付いているか付いていないかの違いがあるなという感じですか。

○今野座長 事務局と後からゆっくり考えますけれども、13 ページのアは、企業が対応するように持っていくような方策がずっと書いてあるわけです。こういう方策が進むように全体として経営者団体に働きかけるといふくらいの文章を書くことになるかなど、何となく思っているんです。これを個別に書くと、これに働きかける、これに働きかけないとなってしまうから、そうするとほかにもあるのではないかという話になってしまうので、全体で被せるような表現でどうですか。

○竹林企画官 経営者団体、経団連、経済同友会、全国中小企業団体中央会、大学関係者、国大協も含めまして、働きかけは既にやったというのがあります。勿論、引き続きいろいろな機会をとらえて、内閣府自身も連携会議というネットワークがございますので、そこに経済団体、大学関係団体も入っております、そこは絶えず機会があるごとに、我々は働きかけていくと。

それは既に第3次基本計画に書いてありますが、それに加えて、更にどういったことをやっていくかをここに書いてありますので、政党は更に働きかけていくということは繰り返し強調しますが、アのところはどちらかというと、企業を取組についてサポートをする。そのためにイとかウはどちらかというと、国で何を検討するかというのがメインになっております。科学技術・学術の方もアは基本的に大学研究機関でいろいろな取組をやっていただく。イの方はそのために基盤整備を含めた国が何をやるかという構造になっております。

○今野座長 結局これは政府のやる施策が書いてあるから、施策の相手は企業、あるいは経営者団体、産業界なので、そんなことは書かなくても、そうではないかと言われればそうだけれども、もう少し色を付けたらという話が小林さんの話だと思います。

○渥美委員 私もこの分野は弱いと思っています。(3)の総論部分の3番の○で「有効なポジティブ・アクションの方法などについて十分に認識していない企業も多いと考えられる」。この知らない企業がいっぱいあって、どういうことを知らないんだと。参考資料4で列挙していますけれども、この中から主だったものを加えるだけでも随分、ポジティブ・アクションはこういうことなのか、この分野もいろいろあるなというところで大体のイメージが持てると、印象も少しは変わるかと思っています。

参考資料4でもうちょっと付け加えられるのではないかと考えているところがありますが、これは今、申し上げてもいいですか。雇用分野におけるポジティブ・アクションで、プロセス段階の段階②配置異動ですけれども、基盤整備推進方式で1つポチが付いています。これは2つ目があるのではないかと考えています。

全国で転勤可能な総合職と地域限定総合職の評価軸をそろえる。これは第一生命保険が

実はやっている話ですが、別に女性支援ではないですけれども、地域限定は基本的に女性が多くて、総合職同士でも評価の事項を変えている企業が圧倒的に多い中で、そろえと地域限定でキャリアロスにならないで上がって行って、子どもが大きくなったら、また全国転勤可能な総合職でかなり上まで行っている女性たちは多いです。これは基盤整備の方法に極めて有効かなと思います。

もう一つ、段階④のプラス・ファクター方式で、昇進昇格前の男女候補者の評価は同等である内容を優先するという方針。これはかなりの多くの企業で実際にやっていますから、これもやりたいかなと思います。そういうことを列挙するだけでも印象が変わるかなと思います。

○今野座長 資料4については、これはあくまでも例示なので、今お話になったようなことを、場所と文章は考えさせていただきますけれども、それは構わないかなと思います。あるいはそれ以外にもいろいろあってもいいです。問題は本文の方です。

○鹿嶋委員 今、言ったのは、本文に少し取り込めということでしょう。ポジティブ・アクションはどうしても書く新鮮味がないんですね。男女共同参画会議では、例えば管理職が何%にならなければ課徴金を取るくらいまで踏み込めと言う人も一時期いました。とてもではないけれども、そこまではなかなか行けないので、いかに例示をしていくかということで、新鮮味を出すしかないのかもしれない。

○今野座長 どうぞ。

○辻村委員 最初の議題で、私たちが言っているポジティブ・アクションは決して厳格なクォータ制とかゴール・アンド・タイムテーブル制だけではなくて、基盤整備もあるという前提で出発しているわけですね。それが一番発揮されるのが雇用分野で、現実にはそれもたくさん例があるわけですから、こういったこともやっている。それをどのように政府が支援していて、もっとできるのではないかとということを書き具体的に書いていくことは必要ではないでしょうか。

第3次基本計画のところに成果目標をずらっと書いているわけです。雇用分野は男性の育児休暇取得率を上げるとか、年次休暇取得率を上げるとかの成果目標を非常にたくさん書いてあるのです。これを実現するために我々は何ができるかということ議論してきたわけですから。

政治の方は声が大きかったものですから、たくさん入れていただいて、雇用分野については委員のメンバーも多かったので、余りそちらについては発言をしないように遠慮をしていた部分がありますけれども、でき上がってみると、具体的な成果目標に到達するための手段としても具体性が少し欠けていると思います。

○今野座長 政治分野との並びで言うと、10ページのイに具体事例の提示があります。このような書き方になるんですね。するとかしないとかではなく、事例がいろいろありますよということを上手に整理するという話になりますね。そうすると、ア、イ、ウのレベルで1個つくってしまっていて、具体事例の例示として、参考資料4などを踏まえながら、こ

うという事例がありますよということを整理するということでしたら、事務局が苦勞をすればいいですね。

○竹林企画官 厚生労働省のホームページに恐らく全部掲載されています。

○今野座長 別に厚生労働省の出している事例でなくてもいいので、参考資料4でこういうのがあるから、そこからでいいのではないかと思いますけれども、少し書いてみますか。

○竹林企画官 参考資料は帝人の例がベースになっています。

○今野座長 ほかのから持ってきてもいいんですけれども、そういう形で1項目を増やすということにすると、私と事務局で相談をさせていただきたいんですけれども、何が代表的な事例かを考えてみたいです。多くの企業で余りやっていなくて、マニアックなものを並べてもしようがないので、そこは少し作業をさせていただかなければいけないことになりそうですけれども、そういうことを含めてお認めいただければ作業をしますが、どうですか。

○藤澤推進課長 私も余り詳しくないんですけれども、厚労省のホームページでも女性の参画を拡大するための取組をいろいろ分類していて、どういう企業が具体的にどう取り組んでいるかを見ることができるので、例えば多くの企業が登録をしている取組みなどを参考にしながら書くのかなと、今、伺いながら思っておりました。

○今野座長 そこは相談をさせていただいて、もしかしたら具体的に書かないで、例示を書いて、有効な事例と情報がいっぱい載っていますからというのでもいいのかもしれないので、それをつくってみて、参考事例提示ということになるんだけれども、どうですか。

それでは、膨らませましょう。どうぞ。

○岡本委員 今のところで、先ほど渥美委員がおっしゃった事例などは、実は結構新鮮だなと思ったんです。総合職と地域限定の社員の処遇の違いは、いつもそこがネックになっているところなので、先進的な事例としても是非入れていただけると、いろいろと考えるきっかけになるなと思いましたので、そこはピックアップしていただければありがたいです。

戻ってしまって申し訳ないんですけれども、アの上から2番目の○で、先ほど川本さんが、機会均等度合いとおっしゃったんですが、機会均等度合いだと非常に狭いと思うんです。まずは均等度合いはどうかということから入っていかないと、その上で機会がどうか、基盤整備がどうかということなので、そこは均等度合いということではないのでしょうか。それだけだと弱いですね。

私は企業労使がこういったことについて取り組めるということは、すごく大きなことだと思うので、川本さんがおっしゃっていただいたことは自分のところでもやっていかないといけないと思っていますが、機会の均等だけではないと思うので、元に戻していただきたいと思います。つまり、このままの文章にしておいていただきたいと思います。

○今野座長 実際にこれをやろうとすると、例えば配置などで見ると、職域別に男女比率がどうなっているとか、そんな話でしょう。それを把握するというお話ですね。あるいは教育参加者の男女比率がどうなっているか。採用レベルではどうなっているか。結局はそ

ういう話ですね。単に現状ではわからないですか。

○岡本委員 実はいかに差があるかというのは、労働組合も組合員の賃金など、自分たちが調査しているのがありますが、考課や転勤に関わる人事の話は把握しきれないんです。そういう意味でここを把握していくということはいいことだと思っています。

○今野座長 均等度合いで引っかかるというのは、私が言った、男女比率がどうなっていますねというのは、価値判断が全く入っていないんです。均等というと価値判断や評価軸が入るんです。いろいろな事情ですべて男女が同数なのかということだと思えます。均等と言ってしまえば、そこが気になる。でも、実際に集めている男女比率はどうなっているかというデータを集めているだけなんです。その男女比率がどうなっているかという情報を集めるときに、均等度合いという表現を使っていいのかということだと思えます。表現を考えさせてもらえます。

○渥美委員 今の部分は平均勤続年数を取っているもので、単に男女の数字の比率だけでもなくて。

○今野座長 勿論、勤続年数も入ってきていますよ。

○渥美委員 あと賃金水準。

○今野座長 それはやる時間を考えればいいんですけれども、つまり現状を把握して、単にプラン・ドゥー・シーを回しましょうということを行っているわけですから。

○鹿嶋委員 それは機会均等というと、入口の段階になってきますね。機会を取ってしまって、均等処遇段階の方が岡本さんの言った趣旨に近づくのかなと。

○川本委員 今、座長の御説明もあったけれども、機会だと確かにそうですけれども、均等具合と言うと、そこにも価値観が入っていることになるので、そうであれば、要は状況を把握するというところで、この文章は座長が入れたということですが、状況把握という言葉でよいですよ。

○鹿嶋委員 もともとポジティブ・アクションというのは価値判断が入る話なのでね。

○川本委員 ここのところは、その先のポジティブ・アクションの話ではなくて、実態を見ましょうということの文章なので、その次に改善を把握した上でポジティブ・アクションにつなげていくという文章ですので、状況把握の話になると思います。

ただ、均等度合いというと、そこに価値観が入ってきてしまうので、先ほど、機会という言葉を入れてはどうかということを申しましたが、別に機会でなくても結構ですので、そうであればこの均等度合いという表現ではなくて、現状把握とかにしていればいいのではないかと思います。

○今野座長 文章はまた考えさせていただきます。

科学技術・学術分野は何かないですか。どうぞ。

○辻村委員 前回に比べて随分ここは詳しくしていただいたとっております。先ほどの川本委員の御発言でも支援策がこちらにはあるということだったので、この項目を読みますと、当該研究機関とか大学がこういうふうにしたらいということしか余り出てこ



なくて、意外と、そのまま表面的に読みますと、支援策が出てこないのではないかと思います。

すなわち 15 ページの真ん中辺りに名古屋大学の東村委員が御報告されたさまざまな成果、こういうことをやっている大学の例もあるということを書いていただいたのですが、これは実は、文科省が振興調整費などでやった女性研究者養成支援改革加速プログラムなどの成果なのですね。その予算がなければ、名古屋大学だって何もできなかったし、このプログラムに採択されたことで、積極的取組みをやってきているのです。

ところが、これを読んだだけだと政府の努力が逆に表面に出てきていないという感じがします。メール会議のときには、実は赤字で4行分ありました。例えば女性教員の少ない理系分野の参画拡大に当たっては、女性研究者養成システム改革加速プログラムの下で、このようなインセンティブを与える大学の例もあり、今後も多様な方策を検討すべきであると、政策が明示されていたのですが、ここが諸般の理由によって、具体的なプログラム名とかは削除されました。その結果、せっかく政府機関が試みてきた支援先策が、これを読んだだけだとどこにも出てきていなくて、結果的には、大学だけで頑張りなさいという方向になっています。

16 ページのアの2つ目の○では、行政が情報を登録したり共有したりしなさいと。3つ目の○では方策を検討しなさいというだけで、結果的にはこの支援策が、実際にやっているにもかかわらず、ぼけてしまっています。これまで行った支援策が端的に大きな成果を出していることは学術会議のアンケートの中でも非常に明確に表れています。

科学技術振興調整費の「女性研究者支援モデル育成事業」は、55 大学が採択されて、その採択された大学は本当に成果が出ている。その成果が出ているので、今後もこういう支援策が継続されると成果が期待できます。予算の問題がありますから、そう簡単にはいかないということはわかりますけれども、中間報告ですから、そういった事実が認められたということは明記してもいいのではないかと考えます。これは勿論いろいろな配慮はあると思いますけれども、意見として言わせていただきます。

○今野座長 何かありますか。

○竹林企画官 おっしゃるとおり諸般の事情がありまして、これから行う取組みの中に入れることはできなかったのですが、確かにその成果は事実なので、そこは前段の部分で書かせていただきます。

○辻村委員 科学技術振興調整費などを使った政策の成果が着実に出てるのは、ポジティブ・アクションの結果ですから、書いたらいいのではないかと思います。

○今野座長 今の話はそういう事実があるんだから書きなさいよということですね。

○竹林企画官 文章は座長とも御相談させていただきます。

○今野座長 どうぞ。

○小林委員 科学技術・学術分野のところで、大学のことは書いてあるのですけれども、学協会のことは余り出てこないです。ほかの分野では管理職の話が出てきますが、学協会

の役員もある程度、男女共同参画でやった方がいいと思いますので、政治は政党に、雇用は経営者団体に申し入れるのであれば、恐らく学術会議に申し入れて悪いことは何もないと思いますので、学協会のことについても触れつつ、そのことについては政府が学術会議に申し入れるところまで踏み込んで書いてもいいと思います。○今野座長 今の件はどうですか。

○竹林企画官 我々から日本学術会議の方にそういったことを要請することは可能ですし、あとは日本学術会議がどうするかは、日本学術会議の判断ということになると思います。学会の中の男女共同参画の状況は我々もデータをフォローしておりますので、ある意味で科学技術・学術分野は大学の個々の機関で、縦の中の女性の割合だけではなくて横の中、実際に先生方の学術分野ごとにコミュニティがありまして、その中で女性の割合は非常に大きな課題でもありますので、方策としてどういうふうに落とし込めるは別としまして、当然その学会のところも大事な点だと思います。

○小林委員 皆さんは大体どこかの学会の理事長、会長、少なくとも理事をやっている方々ですので、ただ申し入れるというよりも、もっと積極的に言えば、学術分野でどうやったら男女共同参画が実現できるかという審議の依頼をしてもいいと思うのです。○今野座長 もし入るとしたら、アのところですか。

○竹林企画官 別の内容なので、新しく立てた方がいいのではないかと思います。

○今野座長 学協会については後で考えましょう。

○竹林企画官 学協会か学会か、用語については政府の用例を調べます。

○今野座長 分野を超えて、もう少し全般に被せる話かもしれないということですか。ア、イは個別の対策みたいになっている。

○竹林企画官 それぞれの機関に対してというのをイメージしているんですけども、学会は別の横の組織でありますし、大学とか任意団体の性質がございますので。

○今野座長 それでは、そこはそういうふうにさせていただきます。

ほかにありますか。科学技術・学術分野がもうよければ、最後の「おわりに」で何かあれば。

○辻村委員 「おわりに」も前回なかったのを付けていただきまして、御努力をありがとうございます。反面、今後どうするか、という項目がむしろ前回にはあったのです。前回はすぐに実施することは何かということが記載されていましたが、それも一緒に消えたわけです。その結果、この中間報告を公表をして、実際にすぐにだれが何をやるのかという所だけを拾って読んでみたのですけれども、すぐに何をやるというのが、わからなかったのです。この2つ目の○で、関係府省については、できる限り速やかに実施しなさいと書いてあります。全体として「必要である」という書き方が多く、すぐに何を実施するという書き方になっていないので、実際にすぐに何をやるかということはわかりにくいのですが、それにしても関係府省については書いてあるのですけれども、そのほかに対しては何も書かないでよいのかという気がします。

要するに企業や大学や政党などについて、これまでたくさん書いてきたわけですね。「おわりに」のところでは、その要望はもう書かないでいいということでしょうか。ここに書いたことを企業や大学や政党も是非その方向でやっていただきたいというのは、ワーキング・グループの意見ですから、私たちがそう思っていれば、このことを記載してもいいのではないかと思ったのですけれども、そこはいかがなものでしょうか。

○今野座長 これは基本的には各府省向けに書いていると、私は理解しているのですけれども。

○辻村委員 でも、第3次基本計画は行政がする計画ですけれども、基本法だって一般国民に努力を求めているではないですか。それと同じように、基本計画でも、基本方針を示して、後は企業とか大学とかに協力をお願いしますよというスタンスではないのですか。

○今野座長 例えばこれは2つ目の○の次に○をもう一つつくって、こういうことを我々は考えているので、企業なども含めた関係者はこれを理解していただいて、頑張ってもらいたい。詰めてほしいというのを一文入れると。

○辻村委員 そういうことはあり得ないのでしょうか。

○今野座長 どうですか。

○竹林企画官 基本的に政府に対してだけではなくて、一般的な答申はある意味でメッセージ的な要素も書かれることはよくありますので、そうした機関に取り組むことを期待するというメッセージを書くことはよくあることだとは思いますが。

○辻村委員 今後、情報収集に当たる必要や、連携をしてゆく必要があるということも書いておいたらどうなのでしょう。

○鹿嶋委員 我々の希望としては、そういうことは付け加える程度はいいのではないかと思います。

○今野座長 どうぞ。

○岡島局長 これはホームページにも出していきますので、一般の国民の方とかいろいろな方に見ていただくということもありますから、このワーキング・グループあるいは専門調査会の意思として、そういうことを表現されることは問題ないと思います。もしよろしければ、それに付け加えて、そのための働きかけを関係府省が行うようにということを入れていただくと、私どもとしても大変ありがたいと思います。

○今野座長 後者の点は、既にこの○でもそういうことなんですね。結局これは政策と例えば、相手は企業とかですから、いずれにしても基本は対関係府省ですけれども、更にとということで、関係の諸機関がこういうのを読んでいただいて、更に促進することをお願いするでも、期待するでもいいですから、そういう形で文章にして、それを2番目と3番目の真ん中に○をもう一個つくって、追加するということにしましょう。

ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、皆さんから意見を伺いましたので、それを踏まえて事務局と私と、更に鹿嶋さんにも御協力をいただいて、最終の文案をつくらせていただくということにさせていた

できます。幾つか変える作業もありますので、相談しましょう。

このワーキング・グループの中間報告ができ上がりますと、7月20日に専門調査会があります。私がそこで報告することになっております。専門調査会では女性と経済のワーキング・グループからの報告が行われますので、それと並びでこのワーキング・グループの内容を報告するという事にいたします。

それでは、最後に事務局から事務連絡があったら、お願いできますか。

○竹林企画官 ありがとうございます。ワーキング・グループは本日で一応の区切りでございまして、次回は基本問題・影響調査専門調査会という形で、女性と経済ワーキング・グループに属されている方々とも合同の会議になります。日時は7月20日水曜日、10時からでございます。場所は永田町合同庁舎の第1共用会議室で開催することを予定しております。

○今野座長 それでは、終わりましたでしょうか。今日は珍しく時間内で終わりました。ありがとうございました。